

# リモート調査手順書

## 1. リモート調査の実施方法

- (1) 検査員は、過去に当該認証事業者の検査の実施経験があるものが担当する。
- (2) 検査員は、リモート調査を行う際は以下の点を確認する。
  - ① 事業者がリモート接続に必要な環境が整備されており、現地を訪問して行う実地調査と同水準の内容が確保できること。  
 ※ほ場、工場等の状況(非有機ほ場の土壌との境界、使用禁止資材の飛来・流入対策、製造ラインや保管施設における区分管理の状況等)が、リアルタイムで確認できること。(検査員は調査の根拠として動画を保存できること)
  - ② 記録及び書類については、事前に電子ファイル等で送付できること。
  - ③ 新規認証の調査(ほ場・施設追加)等、訪問調査を行う必要がないこと。  
 ※ほ場・施設の追加は、リモート調査ではできない。
- (3) プレ会議を行い、リモート調査のツールの動作確認を兼ね、事前に提出を求める資料の申し合わせを行う。
  - ① 検査員は、調査に必要な資料をメール等にて認証事業者に提出を求める。
  - ② リモート調査の日程を決定し、リモート同意書及び調査計画書を通知する。  
 ※リモート同意書は、署名してもらい返信(Eメール、FAX可)を受ける。
- (4) 検査員は、個室等の関係者以外が調査内容を知ることができないような場所で行い、機密保持に留意する。
- (5) 調査終了後に、立ち会い確認書を作成し、認証事業者に送付後、署名してもらい返信(Eメール、FAX可)を受ける。  
 ※立ち会い確認書には、「立ち会い確認書(リモート調査)」等と、リモート調査と分かるように記載すること。
- (6) 報告書の提出。

## 2. 調査の内容

基準	項目	手法	説明
技術的 基準一	施設	聞き取り 動画・写真による確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ほ場・施設は、ポイントを指定し、スマートフォン、タブレット等を利用してリアルに管理状況を確認する。(注1)</li> <li>※ほ場・施設のリスクの高いところ(例:ほ場の緩衝地帯、施設の区分管理等)は、必要に応じて動画・写真を保存する。</li> </ul>
技術的 基準二	生産 行程管理	聞き取り 格付品のトレー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二の1、2、4は、申請書の内容について管理状況等を確認する。</li> <li>● 二の3の実際の記録について、あらかじめ</li> </ul>

		ス記録による 確認	め指定したトレース記録 2 例を確認する。 (注 2)
技術的 基準三	生産行程管理 担当者	聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請書の内容について、生産行程の管理及び把握の体制(担当者の人数・配置)、担当者等の理解度について確認する。</li> <li>● 追加の担当者について確認する。</li> </ul>
技術的 基準四	格付	聞き取り 写真 格付品のトレース記録による 確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 四の1、3 は、申請書の記載のとおり、管理・実施しているか確認する。</li> <li>● 四の2 について、二の3 と同様、トレース記録の一環として確認する。</li> <li>● 新規格付品がある場合は、必ず書類で適合性を確認する。</li> </ul>
技術的 基準五	格付担当者	聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請書の内容について、格付の体制(担当者の人数・配置)、格付および格付の表示、名称および原材料の表示の理解度について確認する。</li> <li>● 追加の担当者について確認する。</li> </ul>
その他		聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の点について JAS に関する事項(ホームページ、広告等)を聞き取りで確認する。</li> </ul>

(注 1) 動画・写真の撮影ポイント

- 有機農産物のほ場:ほ場ごとの全景、慣行ほ場と隣接している境界の管理状況。
- 有機農産物の収穫以後の工程に係る施設等:施設の内部の全景、衛生管理等の確認ができるもの。非有機と共用する機械等は、そのラインでもっともリスクの高いと思われる工程の清掃状況。
- 有機加工食品(有機農産物の小分け業者含む)の施設:工程の主だった機械数点(衛生状態の確認ができるもの)と、非有機と共用する機械等は、そのラインでもっともリスクの高いと思われる工程の清掃状況。
- 保管倉庫:倉庫の内部の全景、衛生管理等の確認ができるもの。有機が適切に区分管理されていることを示す保管の様子(保管が実際にある場合)

(注 2) トレース記録の 2 品目選定基準

- (農産物・加工食品共通) その事業者で、もっとも生産量が多いか又は生産頻度が高い品目を 1 品目
- 農産物にあつては、隣接にリスクがあり、何らかの対応(緩衝地帯の別収穫等)をしているほ場から収穫されている品目 1 品目
- 加工食品にあつては、非有機原料を使用して配合比が 95%に近い、あるいは有機原料のみ使用の場合は、使用する原材料の数が多い品目から 1 品目。

### 3. 報告書

- (1) 既存の調査報告書を使用する。
- (2) リモートで行ったことが分かるように記載すること。  
※調査報告書には、「調査報告書(リモート調査)」等と、リモート調査と分かるように記載すること。
- (3) 調査で入手した動画・写真等の資料については、登録認証機関の責任で厳密に管理し、検査員の手元には残さない。

### 4. その他

- (1) 検査員の指名、報告書の提出、調査書類、調査に係る費用の請求及び業務料の支払いは、調査業務マニュアルのとおりとする。